

[常任委員の選出方法]

定員は25名を超えないものとする(規約による別議事項)

改定前 地区による振分け : 8地区 25名
北海道(1)／東北(1)／関東(11)／北陸(1)／東海(2)／近畿(6)／中国(1)／九州(2)

改定後 ▼2023 - 24年度(移行期)

- ・地区割の再構成 : 8地区 25名→5地区 21名
北海道+東北(2)／関東(9)／北陸+東海(2)／近畿(5)／中国+四国+九州(3)
- ・公募枠の新設 : 2枠
- ・機関枠に名称変更 : 2枠

▼2025年度～

- ・地区割枠 : 5地区 21名→5地区 20名
北海道+東北(2)／関東(8)／北陸+東海(2)／近畿(5)／中国+四国+九州(3)
- ・公募枠 : 2枠→3枠
- ・機関枠 : 2枠

●常任委員会で次期常任委員"候補者"を選出→総会の議決をもって次期常任委員を決定

[常任委員の任期と重任期間]

任期は2年とする(規約第7条(2))

改定前 原則として3期以上の重任は認めない(規約による別議事項)

改定後 地区割枠と機関枠は、(2029 - 30年度までの)暫定措置として、重任6期を上限とする
公募枠は、重任2期を上限とする(但し、2023 - 24年度公募枠の1名は、重任1期を上限とする)
毎期4～5名程度が交代していく制度とする

- 重任期間の数え方について：重任3期と言った場合、「最初の1期+継続3期=通算4期」の解釈とする
- 規約による別議事項の改定は、建築史学会ホームページ (<http://www.sahj.org>) に掲載する